

平成27年11月12日

## 元保険医療機関の指定の取消相当について

平成27年11月5日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応することを決定しましたので、お知らせします。

### 1. 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

#### (1) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名称	医療法人社団柊和会 新大阪デンタルクリニック
所在地	大阪府大阪市淀川区東三国二丁目22番6号シャンティマサノA
開設者	医療法人社団柊和会 理事長 高山 義央
取消相当年月日	平成27年11月12日

※ 当該保険医療機関は、平成27年1月31日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとしている。

### 2. 監査を行うに至った経緯

- (1) 平成26年6月19日、個別指導を実施したところ、管理者から説明があった歯科訪問診療の終了時刻よりも後の時間帯に診療を行ったものとして、レセプトに記載されていること等について、明確な回答がなかったことから個別指導を中断した。
- (2) 平成26年9月25日、個別指導を再開したところ、管理者から、実際には20分診療していないものを20分診療したものとして保険請求した旨の回答があり、診療報酬を不正に請求していることが濃厚となったことから個別指導を中止し、同日ほか計15回の監査を実施した。

### 3. 指定の取消相当の主な理由

監査において判明した指定の取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (2) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

### 4. 不正・不当金額

監査において判明した不正・不当金額は、監査で使用した平成25年1月分から平成26年3月分までのレセプトのうち以下のとおり。

・ 不正金額	25名分	172件	2,073,549円
・ 不当金額	17名分	173件	1,231,570円

なお、監査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

## **5. 再指定**

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消相当の根拠条文

○ 保険医療機関の指定の取消相当

健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号